

○厚生労働省告示第二百号

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第四十八条の十七第一項第一号及び第二号に規定する厚生労働大臣の指定を受けた講習（以下「講習」という。）について、実施機関の所在地を次のように変更する旨の届出があったので、公示する。

平成三十年四月四日

厚生労働大臣 加藤 勝信

1 職業能力開発促進法施行規則第四十八条の十七第一項第一号に規定する厚生労働大臣の指定を受けた講習の実施機関の所在地の変更

講習	実施機関の名称	変更前の実施機関の所在地	変更後の実施機関の所在地	変更年月日
キャリアコ ンサルテイ ング知識講 習	公益財団法人 日本生産 性本部	東京都渋谷 区渋谷三丁 目一番一号	東京都千代田 区平河町二丁 目十三番十二 号	平成二十九年十二月二十八 日

2 職業能力開発促進法施行規則第四十八条の十七第一項第二号に規定する厚生労働大臣の指定を受

けた講習の実施機関の所在地の変更

講習	実施機関の名称	変更前の実施機関の所在地	変更後の実施機関の所在地	変更年月日
キャリアコ ンサルテイ ング基礎技 法演習	公益財団法 人日本生産 性本部	東京都渋谷 区渋谷三丁 目一番一号	東京都千代田 区平河町二丁 目十三番十二 号	平成二十九年十二月二十八 日
キャリアコ ンサルテイ ングケース カンファレ ンス	公益財団法 人日本生産 性本部	東京都渋谷 区渋谷三丁 目一番一号	東京都千代田 区平河町二丁 目十三番十二 号	平成二十九年十二月二十八 日
ジョブ・カ ード作成支 援実践講座	公益財団法 人日本生産 性本部	東京都渋谷 区渋谷三丁 目一番一号	東京都千代田 区平河町二丁 目十三番十二 号	平成二十九年十二月二十八 日

<p>大学キャリア ア・アドバ イザー養成 講座</p>	<p>若者支援ア ドバイザー 養成講座</p>	<p>公益財団法 人日本生産 性本部</p>	<p>公益財団法 人日本生産 性本部</p>	<p>東京都渋谷 区渋谷三丁 目一番一号</p>	<p>東京都渋谷 区渋谷三丁 目一番一号</p>	<p>東京都千代田 区平河町二丁 目十三番十二 号</p>	<p>東京都千代田 区平河町二丁 目十三番十二 号</p>	<p>平成二十九年十二月二十八 日</p>	<p>平成二十九年十二月二十八 日</p>
--	---------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	---	---	---------------------------	---------------------------